

兵庫県公報

平成27年 7月31日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則（こども政策課）	1
○ 兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	1

公布された法令のあらまし

●認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第39号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正され、都道府県知事が保育所に係る認定こども園の認定の有効期間を定めるものとする旨の規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

自然公園法施行規則の一部改正により、国定公園の普通地域内における届出が必要な工作物の新築等の基準として一定の規模を超える太陽光発電施設が追加されたこと、国定公園の特別地域において都道府県等の機関が行う鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷する行為が都道府県知事の許可を要しないこととされたこと等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

規 則

認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第39号

認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則

認定こども園の認可手続等を定める規則（平成19年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「認定等」を「認定」に改め、同条第3項を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

(9) 太陽光発電施設（土地に定着するものに限る。） 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方

メートル

別表 1 の項行為の欄中46の 2 を46の 4 とし、46の次に次のように加える。

46の 2 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の 2 第 1 項の規定により県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第 7 項の規定により県から委託を受けた者が行う指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

46の 3 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の 2 第 5 項の規定により国の機関が行う指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第 7 項の規定により国の機関から委託を受けた者が行う指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

別表 2 の項行為の欄 1 中「46の 2 」を「46の 4 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年 8月31日までの間に太陽光発電施設を新築し、改築し、又は増築する行為に着手する場合には、改正後の兵庫県立自然公園条例施行規則第19条第 9 号の規定は、適用しない。